

(令和7年4月1日現在)

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例より抜粋

建築物エネルギー消費性能適合性判定・変更判定の手数料

※変更判定は「評価手法変更あり」又は「床面積増加あり」の場合

●一戸建ての住宅

手数料区分	仕様基準	併用法	その他
面積(㎡)	手数料(円)		
～ 200	20,600	29,900	39,900
200以上 ～	22,100	33,000	44,600

※併用法は、仕様基準と計算の併用による方法の場合

●共同住宅等

手数料区分	仕様基準	併用法	その他
面積(㎡)	手数料(円)		
～ 300	38,400	59,300	80,200
300以上 ～ 2,000	66,200	99,500	133,500
2,000以上 ～ 5,000	119,600	173,000	227,100
5,000以上 ～ 10,000	180,700	252,600	325,300
10,000以上 ～ 25,000	331,500	485,400	640,100
25,000以上 ～ 50,000	560,400	845,800	1,131,900
50,000以上 ～	982,600	1,530,900	2,080,000

※併用法は、仕様基準と計算の併用による方法の場合

●非住宅建築物

手数料区分	モデル建物法	その他
面積(㎡)	手数料(円)	
～ 300	101,000	263,400
300以上 ～ 1,000	128,500	329,900
1,000以上 ～ 2,000	169,100	425,800
2,000以上 ～ 5,000	273,500	607,600
5,000以上 ～ 10,000	357,000	748,300
10,000以上 ～ 25,000	428,900	884,400
25,000以上 ～ 50,000	503,200	1,008,900
50,000以上 ～	651,600	1,257,900

※床面積が増加する変更判定の場合：(床面積の合計)＝(増加部分の面積)＋(増加部分以外の面積×0.5)

※複合建築物の場合：(金額)＝(非住宅建築物の部分の金額)＋(一戸建ての住宅(又は共同住宅等)の部分の金額)

※用途が工場等の場合は、手数料が異なる可能性がありますので、お問合せください。

建築物エネルギー消費性能適合性変更判定・軽微変更該当証明の手数料

※変更判定は「評価手法変更なし」又は「床面積増加なし」の場合

●一戸建ての住宅

手数料区分	仕様基準	併用法	その他
面積(㎡)	手数料(円)		
～ 200	11,000	15,700	20,700
200以上 ～	11,800	17,200	23,000

※併用法は、仕様基準と計算の併用による方法の場合

●共同住宅等

手数料区分	仕様基準	併用法	その他
面積(㎡)	手数料(円)		
～ 300	19,900	30,400	40,800
300以上 ～ 2,000	33,800	50,500	67,500
2,000以上 ～ 5,000	60,500	87,200	114,300
5,000以上 ～ 10,000	91,100	127,000	163,400
10,000以上 ～ 25,000	166,400	243,300	320,700
25,000以上 ～ 50,000	280,900	423,600	566,600
50,000以上 ～	492,000	766,200	1,040,700

※併用法は、仕様基準と計算の併用による方法の場合

●非住宅建築物

手数料区分	モデル建物法	その他
面積(㎡)	手数料(円)	
～ 300	51,200	132,400
300以上 ～ 1,000	64,900	165,700
1,000以上 ～ 2,000	85,300	213,600
2,000以上 ～ 5,000	137,500	304,500
5,000以上 ～ 10,000	179,200	374,900
10,000以上 ～ 25,000	215,200	442,900
25,000以上 ～ 50,000	252,300	505,200
50,000以上 ～	326,500	629,700